

「養護」という語の歴史的展開に関する一考察

— 「養護」から「社会的養護」へ —

○ 至学館大学 吉田 幸恵 (5940)

キーワード3つ：児童福祉法、社会的養護、養護

1. 研究目的

児童福祉分野の一つである「養護」は、1947（昭和 22）年「児童福祉法」制定時に位置づけられた児童福祉施設の一つである「養護施設」の登場に伴い使用されるようになった。「児童福祉法」法案作成に携わった松崎芳伸によると、「養護というのは、養育保護であり、学校教育法による教育はこれを含まない。」（松崎 1948:94）と述べられている。

「養護」は、学校保健、高齢者福祉分野、障害児教育分野などでも使用されており多義性を有する。さらに、児童福祉分野における「養護」は、「児童養護」、近年では「社会的養護」と表現されることが多く、それぞれの意味も多様であるため、児童福祉分野においても未整理といえる。そこで本研究では、児童福祉分野における「養護」概念を整理するための一助として、「養護」がどのような意味をもち、いかに使用されてきたかについて、「児童福祉法」の成立過程や先行研究等を中心に、その歴史的展開を検討する。

2. 研究の視点および方法

<研究の視点> 「養護」という語は、明治期に海外から流入した言葉に充てられた訳語として誕生した経緯がある。そのため、本研究は戦後の「養護」という語の展開を中心としつつも、戦前期の「養護」という語の展開も踏まえ、その関連性についても考察に含める。

<研究の方法> 本研究は、『児童福祉法資料集成（上下巻）』（児童福祉研究会 1978）をはじめとする資料や先行研究をもとにした文献研究である。なお、紙幅の関係上、本研究の全引用文献については、本原稿分も含め当日配布資料に記載する。

3. 倫理的配慮

本研究の過程および結果の公表にあたっては、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」（特に A 及び G）を遵守する。なお、本研究は、拙著『「養護」という語の歴史的展開—児童福祉分野における「養護」—』（『子ども学研究論集』第 8 号, 2016 年 3 月）をもとにしつつも、より詳細に「児童福祉法」制定過程における「養護」という語の成立経緯、および、「社会的養護」という語の成立と浸透の課程を明らかにしたものである。

4. 研究結果

上記研究目的及び方法において検討した結果、主に以下 5 点を明らかにした。

1 点目は、戦前期に使用されていた教育学あるいは教育法令用語としての「養護」が、戦後の「児童福祉法」における「養護」に継承されたとは言い難く、戦後「児童福祉法」における「養護」は、「保護養育」という独自の意味を持つ語として「児童福祉法」制定時に作られたと考えられることである。

2点目は、「児童福祉法」制定時、養護施設の対象として、性質の異なるものが一括して規定された（児童福祉法研究会 1977）。そのため、養護概念自体も曖昧なものとなり、法制定当時から養護の専門性確立が阻害されるという問題を孕むことになったということである。

3点目は、児童福祉分野における「養護」は、戦後次第に広範な概念として使用されるようになるが、そこには、「保母養成課程」における教科目「養護原理」の創設や、「保育所保育指針」における「養護」の登場などの影響があったということである。

4点目は、「社会的養護」という語の使用と浸透は、大谷嘉朗、吉沢英子両氏によるところが大きいと言えることである。「社会的養護」という語が初めて使用されたのは、管見の限りでは大谷嘉朗・吉沢英子（1967）による『養護原理』という保母養成課程におけるテキストとして出版された著書においてである。1970年代には大谷嘉朗氏による海外のグループホーム実践紹介やわが国におけるグループホーム研究において「社会的養護」という語が使用され、これ以降、徐々に社会福祉分野において「社会的養護」という語が浸透し始めたことが確認できる。

5点目は、2000年代以降は「養護」に代わり「社会的養護」という語が制度・政策上においても使用されているが、元々「養護」は、「それ自体が社会的性格を本質的に持つ」語として成立したと考えられ、「児童福祉法」上の「養護」は何ら変更されていないことから、このような専門用語の使用は十分な検討を経ずに行われていると指摘できることである。

その他詳細については、当日配布資料にて記載する。

5. 考察

戦前期から現在に至るまでの「養護」の定義や使用をめぐる展開の検討を通して、今まで「養護」とは何かということ問い直す作業が、十分に行われてこなかったこと、まして、児童福祉関係者や研究者の間で論争になることもなかったことが判明した。「養護」は、科学的に捉えられることがほとんどないまま戦後から現在に至っているということが浮き彫りになったといえる。今こそ、児童福祉分野における「養護」とは何かを問い直し、本質を踏まえた上で施設の科学化、養護の科学化を進めていくことが望まれる。また、同時に、戦後様々な分野で使用され、それぞれに展開してきた「養護」概念を整理検討し、各々の独自性を明らかにする作業も必要である。

【文献（一部）】

児童福祉法研究会（1977）「児童福祉法の成立とその性格-下-」季刊教育法（25）

児童福祉法研究会編（1978）『児童福祉法成立資料集成 上巻』ドメス出版

児童福祉法研究会編（1979）『児童福祉法成立資料集成 下巻』ドメス出版

松崎芳伸（1948）『児童福祉法』日本社会事業協会

大谷嘉朗・吉沢英子（1967）『養護原理』誠信書房